

報告第3号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

令和4年5月27日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 3 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

三田市長 森 哲 男

（専決処分すべき事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 13 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例（昭和 39 年三田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

付則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

付則第 5 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）」を加える。

付則第 15 項中「付則第 6 項」を「付則第 5 項、第 6 項」に、「付則第 10 項の「前年度分」を「同項の「前年度分」に改める。

付則第 16 項中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三田市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。